

# 全国特別支援学校肢体不自由教育教頭会規約

## 第1章 名称及び事務局

- 第1条 この会は全国特別支援学校肢体不自由教育教頭会という。  
第2条 この会の事務局を東京都立光明学園に置く。

## 第2章 会員

- 第3条 この会は全国の特別支援学校（肢体不自由）に勤務する教頭（これに相当する職、以下「教頭」という）が協力して肢体不自由教育の向上に寄与することを目的とする。  
第4条 この会は前条の目的を遂げるために次の活動をする。  
1 教頭としての職務の研修  
2 会員相互の連絡親睦  
3 その他必要な事項  
第5条 この会の会員は、全国の特別支援学校（肢体不自由）教頭をもってする。  
第6条 この会の会員は、会費を納めるものとする。  
第7条 この会の会員は、全て平等の権利と義務を有する。

## 第3章 役員

- 第8条 この会に次の役員をおく。役員任期は1年とする。但し、留任を妨げない。  
会長 1名 副会長 2名または3名 委員 若干名 会計監査 若干名  
第9条 会長及び副会長は会員の中から選出し、総会の承認を有する。委員はブロックごとに選出し、総会で承認する。  
庶務会計は会員の中から会長がこれを委嘱する。  
会計監査は会員の中から役員会において選出する。

## 第4章 会議

- 第10条 この会の会合は、総会・役員会とする。  
総会は原則として年1回開き、重要事項を決議する。  
役員会は必要に応じて開き、決議機関とする。  
庶務会計は庶務並びに会計の一切を処理する。  
会計監査は会計を監査する。

## 第5章 経理

- 第11条 この会の経費は会費及びその他の収入をもって充てる。  
会費は1校につき年額4,500円とする。  
但し、分校、分教室等で本校とは別に教頭がいる学校は1校とする。  
また、研究大会が東京開催の年度は、年額2,000円とする。  
第12条 この会の予算及び決算は役員会の審議を経て、会員の承認を得る。  
第13条 前年度決算に対する会計監査は、監査役の押印は省略し、署名のみとする。  
第14条 この会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

## 第6章 会則の変更・会の成立

- 第15条 この会の会則及び付則の改正は、役員会の審議を経て会員の承認を要する。  
第16条 この会の会合は2分の1以上の出席者によって成立し、決議は過半数とする。

## 第7章 運営等

- 第17条 この会の運営については「全国特別支援学校肢体不自由教育教頭会運営細則」による。

## 付則

- 第1条 本会則は昭和39年11月6日から実施する。  
第2条 この規約は昭和45年10月3日一部改正する。  
第3条 この規約は昭和47年11月21日一部改正する。  
第4条 この規約は昭和48年7月6日一部改正する。  
第5条 この規約は昭和57年7月29日一部改正する。  
第6条 この規約は昭和58年7月28日一部改正する。  
第7条 この規約は平成10年8月5日一部改正する。  
第8条 この規約は平成13年8月2日一部改正する。  
第9条 この規約は平成17年7月28日一部改正する。  
第10条 この規約は平成19年7月26日一部改正する。

第11条 この規約は平成28年7月29日一部改正する。  
第12条 この規約は平成29年7月27日一部改正する。  
第13条 この規約は令和4年7月19日から実施する。

## 全国特別支援学校肢体不自由教育教頭会運営細則

### 第1条 本細則の目的

本細則は、全国特別支援学校肢体不自由教育教頭会の円滑な運営に資するために定める。

### 第2条 相談役

全国特別支援学校肢体不自由教育教頭会の運営にあたっては、全国特別支援学校肢体不自由教育校長会長を相談役とする。

### 第3条 助言と協力

全国特別支援学校肢体不自由教育教頭会の運営にあたっては、全国特別支援学校肢体不自由教育校長会の助言と協力を得る。また、本会が主催する全国大会の企画・運営にあたっては、開催地の地区特別支援学校肢体不自由教育校長会及び各都道府県特別支援学校肢体不自由校長会等の助言と協力を得る。

### 第4条 本細則の変更等

本細則の変更等にあたっては、全国特別支援学校肢体不自由教育教頭会規約第6章第15条の規定による。

### 附則

第1条 この細則は平成28年7月29日より実施する。

第4条 この細則は令和4年7月19日一部改正する。